

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 7 年 1 月 2 日

奈良県知事 山下 真

第 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
議会棟 Wi-Fi 整備事業
- (2) 業務場所
奈良市登大路町 30 番地 奈良県議会棟
- (3) 契約期間
契約日から令和 8 年 2 月 26 日まで
(定例会の開催期間等、作業不可期間が数日発生する可能性があるため、作業スケジュールについては落札後に県議会事務局と協議すること)
- (4) その他詳細については、別に定める入札説明書及び仕様書のとおり

第 2 入札方法

- (1) 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。）
- (2) 郵便入札の可否 否
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目 G1 「電気設備機器」に登録をしている者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の

申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

- ②平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ③平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- ④過去2年間に国又は地方公共団体等とこの入札に係る業務と同種同等と認める契約を複数回締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の(2)で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を第6の(1)で示す場所に提出しなければなりません。

第5 入札日程

(1) 入札説明会及び質問等

入札説明会は実施しません。

質問が生じた場合は、令和7年12月4日(木)午後4時30分までに電子入札システムへ入力してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請

令和7年12月12日(金)午後5時まで

(3) 入札書の提出(電子入札システムへの入力のみ)

令和7年12月24日(水)午前9時30分まで

(4) 開札(電子入札システムによる開札)

令和7年12月24日(水)午前10時から

第6 問い合わせ先

(1) 入札手続きに関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県議会事務局総務課総務係

電話 0742-27-8950

FAX 0742-23-1404

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札ヘルプデスク

電話 0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

E-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項の規定によります。

ただし、奈良県契約規則第4条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条例に違反した入札

②この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

③電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札

④ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札

⑤入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札

⑥事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札

⑦コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

(4) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与しているとき。

③落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供

与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

⑧県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届けなかつた。

（5）契約の解除

契約締結後、契約者について（4）の①から⑧までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、（4）の①、③、④及び⑤中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

（6）その他

①契約条項等に関することは、第6の（1）にお問い合わせください。

②詳細は、入札説明書及び仕様書によります。